

高野・熊野特区通訳案内士(和歌山県版通訳ガイド)育成及びスキルアップ研修
業務委託仕様書

1 業務内容

- (1) 業務名：高野・熊野特区通訳案内士(和歌山県版通訳ガイド)育成及びスキルアップ研修業務
- (2) 契約期間：契約の日から平成 30 年 3 月 31 日まで
- (3) 業務の仕様等

ア 語学研修

英検 2 級程度の英語力を有する者に対し、英会話の研修(10 時間(5 時間×2 日))業務を 2 回(紀北 1 回・紀南 1 回)行う。

但し、講師については、経験豊富な通訳案内士とし、日程は下記イ～エの研修の後に行うものとする。

なお、紀北会場 1 回、紀南会場 1 回の研修において 20 分間程度で語学研修の内容を含む英検 2 級レベルの筆記試験を実施する。(試験時間は 10 時間の研修時間に含める。) 試験は語学研修担当講師が作成するものとする。試験問題の作成にあたっては、当課の監修を経るものとする。

イ コミュニケーション・ホスピタリティ研修

研修(2 時間)業務を 2 回(紀北 1 回・紀南 1 回)行う。

但し、講師については、インバウンド受入実績の多い観光業関係者とし、外国人旅行者の特徴、習慣、マナーに関する知識や、おもてなし精神に係る内容とする。

ウ 世界遺産地区の地理・歴史研修

研修(10 時間(5 時間×2 日))業務を 2 回(紀北 1 回・紀南 1 回)行う。

但し、講師については、県世界遺産センター職員あるいは県文化遺産課職員とし、前半部分は、世界遺産の概要、登録遺産の詳細、世界遺産の保存と管理、和歌山県世界遺産条例等に係る内容とする。後半部分は、学んだことについて、受講生それぞれに発表させ、実践に向けた研修を行うものとする。

エ 旅程管理研修

研修(10 時間(5 時間×2 日))業務を 2 回(紀北 1 回・紀南 1 回)行う。

但し、講師については、1 日分は、観光庁長官の登録を受けた機関から派遣するものとし、国内用旅程管理研修のうち、法令に関する項目以外の内容で、旅行者の移動の円滑化に関する知識、運送機関及び宿泊施設に関する知識、安全対策及び事故発生時の対応に関する事務処理能力等について行うものとする。残り 1 日分は、経験豊富な通訳案内士とし、ガイドとしての心得(ガイドの責任、役割など)に関する内容とする。

オ 現場実習研修

研修(40 時間(5 時間× 8 日(高野Ⅰ、高野Ⅱ、高野Ⅲ、熊野古道Ⅰ、熊野古道Ⅱ、熊野古道Ⅲ、熊野古道Ⅳ、熊野古道Ⅴ)))業務を行う。

但し、講師について、高野Ⅰ～Ⅲは高野を中心に活動している通訳ガイド、熊野Ⅰ～Ⅴは熊野を中心に活動している通訳ガイドとし、総合的なガイドスキルや高野・熊野地域の歴史・文化に関する深い知識に加え、高野エリア、熊野エリアそれぞれの携帯電話不感地域の把握や緊急避難先の確認等災害時や異常気象時における対応に係る内容とする。

※〔研修場所例〕

高野Ⅰ(高野山内)、高野Ⅱ(高野Ⅰ以外の高野山内)、高野Ⅲ(慈尊院、丹生官省府神社、丹生都比売神社)、熊野古道Ⅰ(滝尻王子～高原熊野神社)、熊野古道Ⅱ(牛馬童子口～近露王子～継桜王子～野中の清水)、熊野古道Ⅲ(発心門王子～水呑王子～伏拝王子～熊野本宮大社)、熊野古道Ⅳ(神倉神社～熊野速玉大社～阿須賀神社～高野坂)、熊野古道Ⅴ(補陀洛山寺、大門坂～熊野那智大社、青岸渡寺～那智の滝)

カ 口述試験

語学の要件を満たし、かつ、イからオまでのすべての研修(英検 2 級合格者についてはアからオまでのすべての研修)及び普通救命講習に関する研修の受講を修了している者に対し、1 人あたり 10 分程度の面接形式で研修の理解度、外国語のスピーキングスキルやプレゼンテーション能力についての試験を英語、フランス語、スペイン語、中国語の 4 言語において実施する。当試験は、平成 30 年 3 月(予定)に行うものとする。

英語の試験委員は、4 名とし、1 名は現役の通訳案内士、3 名は現役の英会話教室講師等で、語学力と地元の観光に精通した者とする。

フランス語、スペイン語、中国語の各試験委員は 2 名ずつとし、各言語において 1 名は現役の通訳案内士、1 名は現役の外国語講師等で、語学力と地元の観光に精通した者とする。

試験委員は、口述試験問題の作成及び合否判定に関する事務を行う。

なお、試験問題の作成及び合否判定の方法決定にあたっては、当課の監修を経るものとする。

キ スキルアップ研修

研修(25 時間(5 時間× 5 日(スキルアップ研修Ⅰ、スキルアップ研修Ⅱ、スキルアップ研修Ⅲ、スキルアップ研修Ⅳ、スキルアップ研修Ⅴ)))業務を行う。

但し、高野・熊野特区通訳案内士及び県内在住通訳案内士(英語)を対象とし、それぞれの研修場所において、英語によるガイドの実践を意識した内容とし、外国人モニターをつのり案内する内容を含むものとする。講師については、総合的なガイドスキルや高野・熊野地域の歴史・文化に関する深い知識に加え、高野地域、熊

野地域において通訳案内士等として活躍されている方とし、研修の一部又は全部を英語で行うものとする。

※〔研修場所例〕

スキルアップ研修Ⅰ(高野山内)、スキルアップ研修Ⅱ(高野山内)、スキルアップ研修Ⅲ(補陀洛山、大門坂～熊野那智大社、青岸渡寺～那智の滝)、スキルアップ研修Ⅳ(滝尻王子、牛馬童士口～近露王子～継桜王子～野中の清水)、スキルアップ研修Ⅴ(発心門王子～水呑王子～伏拝王子～熊野本宮大社)

ク 先輩通訳ガイドによる講義及び座談会

講義及び座談会（3時間）業務を5月に2回（紀北1回・紀南1回）行う。

但し、高野・熊野特区通訳案内士及び通訳案内士を対象とし、講師については、高野山地域で活動している特区通訳案内士又は通訳案内士1名と熊野地域で活動している特区通訳案内士又は通訳案内士1名の計2名とし、講義部分は講師の活動状況、技能向上のための方法等に係る内容とする。座談会部分は、講師及び旅行会社、ホテル等の観光業従事者と参加者又は参加者同士が通訳案内業務に関する情報交換等を行うものとする。

ケ 高野・熊野特区通訳案内士登録証交付式

新たに高野・熊野特区通訳案内士に登録する者を対象とした登録証交付式を2回（紀北1回・紀南2回）行う。

但し、日程は（3）クと同日に行うものとする。

コ 高野・熊野特区通訳案内士の募集

和歌山県及びその周辺地域に対し、地域情報誌等2誌以上の媒体を用いて、広告を行うものとする。また、本研修を周知するためのチラシ(A4)1,000部及びポスター(B2)10部を作成し、配付する。

(4) 業務の内容

ア (3) アからオまで及びキからクにおける講師、カにおける口述試験委員の選定、出演交渉、修了(合格)者の管理及びその他調整業務

イ (3) アからエまで及びクからケにおける会場手配(50人規模)及び会場準備等、カにおける会場手配(口述試験会場2部屋、受験生待機室1部屋)及び会場準備等
※アからエまで及びクからケの紀北会場は和歌山市、紀南会場は田辺市とする。

また、カの口述試験会場は和歌山市とし、それぞれの会場近くには駐車場が有ることが望ましい。

ウ (3) アからオまで及びキからクにおける資料作成(講師と協議のうえ作成するものとする)及びカにおける口述試験問題の作成(試験委員と協議のうえ作成するものとする)業務

エ 開催日当日の企画運営業務

オ 口述試験受験者の募集、受験資格を満たしていることの確認及び満たしていない

場合の受験申込者への連絡

カ 業務終了後の事業実施報告

(5) 業務実施にあたっての注意事項

ア (3) オ及びキにおける各研修には、必要に応じて受講者全員を収容できるバス等を用意し、対応するものとする。

イ (3) イからオ及びクについては、研修内容の完全な深い理解を得ることを目的としており、原則として日本語で実施し、キについては、研修の一部又は全部を英語で実施するものとする。

ウ (3) アからオまで及びキからクの研修、ケの交付式、カの口述試験には、県職員が立会う場合がある。

エ 各業務については県の決定に従うものとする。

(6) 企画提案書に盛り込む内容

ア (3) アに係る予定講師の氏名・資格または経歴及び研修内容

イ (3) イに係る予定講師の氏名・資格または経歴及び研修内容

ウ (3) エに係る予定講師の氏名・資格または経歴(少なくとも1名は観光庁長官の登録を受けた機関からの派遣とする。)

エ (3) オに係る受講者の送迎案(8日間の研修区間)及び雨天時及び緊急時の対応案

オ (3) カに係る試験委員の氏名、資格または経歴及び想定試験問題

カ (3) キに係る受講者の送迎案(5日間の研修区間)及び雨天時及び緊急時の対応案

キ (3) クに係る予定講師の氏名・資格または経歴及び研修内容

ク (3) アからエ及びクからケの会場及びカの口述試験会場

ケ (3) アからオまで及びキからケのスケジュール

コ (3) アからケまでの実施体制及び安全対策

サ (3) カに係る口述試験問題及びその評価基準

シ (3) コに係る2社以上の媒体案及び企画広告記事案